別記様式第２号（第６条関係）

　文　書　番　号

年　　月　　日

（申請者住所）

（申請者氏名）様

串間市長

補　助　金　等　交　付　決　定　通　知　書

　　年　　月　　日付で交付申請のあった　　　　年度串間市ＥＶ等導入促進事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第４号）第４条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第６条の規定により通知します。

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　円

２　交付決定の内容　　　申請のあった内容のとおり。

３　補助金等の交付に関する規則第５条の規定により付する条件

（１）補助の対象となった自動車は、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。

（２）この補助金の用途を明確にするため関係書類を事業終了後５年間保存しなければならない。

（３）この補助金は、情報公開の対象となります。